令和７年分申告用

農業所得の収支計算のしおり

安 来 市

○農業所得の計算

「農業所得」とは、該当年の１月から12月の期間に得た「農業収入」から、支出した「必要経費」を引いた残りのことを言います。収支計算では、農業にかかる経費全てを「必要経費」として「農業収入」から差し引くことができます。

また、農業所得を申告できる人は、生計を一にしている家族の中で１人です。出荷している家族名義ごとに申告をすることはできませんのでご注意ください。

農業収入　－　必要経費　＝　農業所得

普段から定期的に行うこと

① 収入金額の計算
　１ページ　１収入金額の計算　を参考に計算する。

② 必要経費の計算
　１ページ　２必要経費の計算、２～３ページ及び13～14ページの表を参考に計算する。

③ 月別総括表の記載
　①、②の数字を該当の月に記入する。

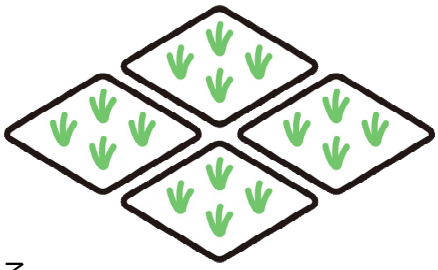

年　末　に　行　う　こ　と

④ 家事消費、事業消費の計算
　１ページ「農業収入となるもの」の表中②を参考に計算する。

⑤ 減価償却費の計算
　４～９ページを参考に計算する。

⑥ 農業使用割合の計算
　３ページ下の「農業使用割合の計算」を参考に計算する。

⑦ 月別総括表の記載
　④～⑥の数値を月別総括表の合計及び加算減算欄に記入し、決算額を計算する。

⑧ 収支内訳書の記載
　月別総括表の決算額を収支内訳書の対応する欄（①、②、③、イ、ロ、ハ、・・・）に記入する。

⑨ 所得の計算
　収入から経費を引き所得の計算をする。

目　次

1　収入金額の計算 …p1

2　必要経費の計算
・主な必要経費一覧 …p2
・農業使用割合の計算 …p3

3　減価償却費の計算
・減価償却計算の注意点 …p4
・主な減価償却資産の耐用年数及び償却率 …p5
・平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産の計算例 …p6
・平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した減価償却資産の計算例 …p7
・一括償却資産とする場合 …p9
・中古償却資産を取得した場合の耐用年数 …p9

4　専従者控除(白色事業専従者控除)の計算 …p10

5　農業所得収支計算のQ&A …p11

6　農業(農地)に関連してあなたに必要な申告は？ …p12

7　平成 26 年 1 月からの記帳・帳簿等保存制度について …p12

添付資料
経費分類一覧表 …p13

◎減価償却費の計算が困難な場合は・・・

※安来市ホームページに月別総括表、収支内訳書及び減価償却自動計算のエクセルシートを掲載していますのでダウンロードしてご活用ください。

農業所得に関する市ホームページ

1　収入金額の計算

〇農業収入となるもの

項　　目	具体的な計算方法等
① 産物の販売金額	米・麦・野菜・花き・果実・畜産等の主要農産物の販売及び、わら・もみ・牛鶏ふん等の副産物の販売金額を種類ごとに合計します。
② 家事消費等	**家事消費**（家庭で食べたもの、親類等への贈与等）、**事業消費**（小作料として地主に渡したもの、機械代の代わりに渡したもの、次年の種にしたもの等）について、仮に販売していたらいくらになるのか、実際の店頭価格等を参考に、収入金額を各農家で決めてください。
③ 雑収入 （①及び②以外の農業に関する収入）	(a)農作物に対する各種共済金、その他補償金 (b)農業の休止、転換、廃止に伴う農業収益の補償金 (c)農作業受託による作業収入（田植え、稲刈り、乾燥等） (d)農機具の貸付収入 (e)小作料（他に不動産所得がない場合） (f)中山間地域直接支払制度による収入 (g)経営所得安定対策制度による収入 (h)新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から支給された助成金　etc

上記①～③の収入を収入のあった月毎に月別総括表へ記載して1年間の農業収入を算出します。

※国や地方公共団体から個人に対して支給された助成金は非課税となるものを除き、原則課税対象となりますので雑収入に計上してください。国庫補助金等の総収入金額不算入の特例の適用を受ける場合や助成金が非課税となるものか不明な場合は、税務署に確認をお願いします。

2　必要経費の計算

原則農業にかかる経費は、全て必要経費として計上することができますが、減価償却費・租税公課・動力光熱費等については家事（生活）部分が含まれている場合があり、その部分は按分して計算してください。

事業消費として収入金額に含めたものは、同額を必要経費（小作料・雇人費・賃借料等）に計上することができます。

〇主な必要経費一覧

収支内訳書の科目		具体的な内容	注意事項
⑧	雇人費	農業に従事した家族以外の雇人への労賃等	現物で支払った場合は、収穫した時の価額で計算します。
⑨	小作料・賃借料	小作料（地主への地代等）、機械の借料、共同施設等の使用料	
⑩	減価償却費	農業用の施設、機械、牛馬果樹等の償却費	（注 1）
⑪	貸倒金	売掛金の貸倒損失等の回収できなかった代金（4～5 年経過分）	
⑫	利子割引料	農業用の借入金に係る支払利子	元金の返済額は経費になりません。
イ	租税公課	農業に係る税金や賦課金 租税：固定資産税、不動産取得税、（軽）自動車税 公課：水利組合費、部会費、農協賦課金、土地改良区賦課金等	**□経費にならないもの** ・所得税、住民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等 ・直接農業に使用していない家屋や土地の固定資産税や、車両の（軽）自動車税等
ロ	種苗費	種もみ、苗類、種いもの購入費	
ハ	素畜費	子牛、子豚、ひな等の購入費及び種付け料	
ニ	肥料費	肥料の購入費	
ホ	飼料費	飼料の購入費	
ヘ	農具費	購入価格が 10 万円未満又は耐用年数が 1 年未満の農具購入代	10 万円以上は減価償却の対象です。
ト	農薬衛生費	農薬の購入費、共同防除の負担金等	
チ	諸材料費	生産資材等の購入費 （ビニールシート・支柱・縄など）	ホームセンター等での購入時に家庭用品を同時購入している場合は、農業に関する部分のみ経費となります。
リ	修繕費	農業用の建物施設・農機具等の修理代、車検代	1 回の修繕が 60 万円以上で資本的支出に該当するものは減価償却の対象です。

収支内訳書の科目		具体的な内容	注意事項
ヌ	動力光熱費	農業に使用した電気、水道、燃料費（ガソリン、軽油、混合油、灯油）	生活用は含みません。生活用と農業用で区別されていない場合は、使用時間や使用量などを実情に合わせて算出します。
ル	作業用衣料費	農作業に使用した衣類、長靴、手袋、帽子等の購入費	生活用は含みません。
ヲ	農業共済掛金	農業に係る共済掛金 自動車保険（自動車共済）	農業に関係のない自宅などの建物保険等は対象になりません。
ワ	荷造運賃手数料	出荷用のダンボール等の梱包資材の購入費、農協や市場等の運賃、手数料	売上から差し引かれている場合は、経費に計上できません。
カ	土地改良費	土地改良事業の受益者負担金（1万円/10aが上限）、客土費用	10a当たり1万円を上限として経費算入します。 例）40aに対して負担金10万円を支払った場合 ⇒4万円が経費です。
ヨ～ソ	（空欄）	該当する科目がない場合で、雑費以外の科目を設定する時に使用	例）通信費（電話代）、研修費（出席、旅費負担部分のみ）、農業に関する書籍新聞代、固定資産除却損
ツ	雑費	上記以外の費用で農業を経営する上で必要な費用（事務用品代等）	

（注1）国や地方公共団体からの助成金等を受給し、減価償却資産を購入した場合は、原則圧縮記帳を行なわず、取得価格をそのまま減価償却費の計算に当てはめて計算をしてください。

上記の経費（⑩減価償却費を除く）を支出のあった月に月別総括表へ記載して、減価償却費以外の必要経費を算出します。

〇農業使用割合の計算

事業割合は、支払った経費の中に農業以外に使ったものが含まれている場合は、その割合を勘案し経費から差し引きます。

例）作業場の2階部分（総床面積の4割）が子供部屋 → 農業使用割合60%

軽トラックを時々（年間の走行距離の約半分）通勤で使用 → 農業使用割合50%

農業に電気を使用しているが、メーターは1つ → 支払ったうち事業用のみ計算

3 減価償却費の計算

購入価格が 10 万円以上の農業用建物、車輌、農機具については、資産ごとに決められた耐用年数に応じて減価償却費を計算します。10 万円未満は農具費の対象です。

〇減価償却費の計算の注意点

【償却可能限度額及び残存価格の廃止等(平成 19 年度税制改正)】

1. 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産の償却方法(定額法)

償却可能限度額(取得価格の 95%相当額)及び残存価格が廃止され、「新たな償却の方法」により耐用年数経過時点において 1 円まで償却することとされました。

《計算式》

償却費の額 ＝ 取得価格 × 定額法の償却率(最後に 1 円を残す)

＊償却率は新たに定められました。

2. 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産の償却方法(旧定額法)

(1)改正前の計算の仕組みが維持されつつ、名称が「旧定額法」に改められました。

(2)既に、事業所得等金額の計算上、必要経費に算入された金額の累積額が償却可能限度額(取得価格の 95%相当額)まで達している場合は、残りの 5%(未償却残高)をその達した年分の翌年以降 5 年間で 1 円まで均等償却することとされました。

《計算式》

償却可能限度額に達するまでは従来どおりに計算します。

・償却費の額 ＝(取得価格×90%)× 旧定額法の償却率

償却可能限度額に達した翌年から 5 年間で均等償却(最後に 1 円を残す)します。

・償却費の額 ＝(取得価格－取得価格の 95%相当額－1 円)÷ 5

【耐用年数の変更(平成 20 年度税制改正)】

減価償却資産の耐用年数等に関する省令が改正され、機械及び装置を中心に実態に即した使用年数を基に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われました。

これにより、農業用の機械及び装置の耐用年数は一律「7 年」に改正されました。この他、生物や構築物についても追加や変更されたものがありました。該当する資産を有する方は、平成 21 年分の申告から、改正後の耐用年数を用いることになります。

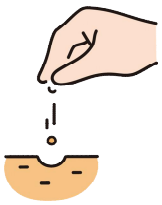

7 年の農業用の機械及び装置の償却率は旧定額(H19.3.31 以前取得)の場合 0.142、定額(H19.4.1 以後取得)の場合は、0.143 ですので、注意してください。

◇耐用年数変更に伴う旧定額法の取扱いについて

耐用年数に関わらず、前年分までの各年分において計上した減価償却費の累積額が取得価額の 95%相当額(償却可能限度額)になるまで減価償却費として計算します。

○主な減価償却資産の耐用年数及び償却率

種　類	用途・構造	細　　目 （主なもの）	旧耐用 年数(年) H20 年以前	新耐用 年数(年) H21 年以降
建　　物	木造	倉庫、作業場	15	15
	簡易建物	掘立造、仮設	7	7
構　築　物	金属造	ビニールハウス （設置後、組み立てや解体をせずに、コンクリート等で土地に固定したまま利用する場合）	15	14
	木造		5	5
	その他		8	8
器具・備品	金属製	ビニールハウス （上記以外の場合）	10	10
	その他		5	5
機械・装置 （農業用）	トラクター	乗用型	8	7
	耕耘整地用機具	プラウ、ロータリー、畝たて機、ハロー、畦ぬり機、管理機	5	7
	栽培管理用機具	田植機、育苗機、播種機、スプリンクラー、マニアスプレッダ	5	7
	防除用機具	動力散布機、動力噴霧機、スピードスプレイヤー、ドローン（農薬散布用）	5	7
	穀類収穫調整用機具	自脱型コンバイン、バインダー、米選機	5	7
		脱穀機、籾摺機、乾燥機	8	7
	運搬用機具	動力運搬車、モノレールカー	4	7
	その他	精米機	10	7
		草刈機	5	7
		保冷庫	6	6
車　　両	一般用	軽トラック（軽自動車）	4	4
		普通トラック（ダンプ式）	4	4
		普通トラック（普通貨物自動車）	5	5
そ　の　他		パソコン	4	4

償却率表	耐用年数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	償却率（定額） H19.4.1 以後取得	0.500	0.334	0.250	0.200	0.167	0.143	0.125	0.112	0.100	0.091	0.084	0.077	0.072	0.067
	償却率（旧定額） H19.3.31 以前取得	0.500	0.333	0.250	0.200	0.166	0.142	0.125	0.111	0.100	0.090	0.083	0.076	0.071	0.066

○平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したもの

旧定額法により計算します

㋑資産の取得価額×90%×㋩償却率×㋥所有月数/12×㋭農業使用割合

㋺償却の基礎になる金額　　＝㋬本年の減価償却費

計算例 1　（8 ページ参照）

平成 17 年 7 月にビニールハウスを 500 万円で個人購入し、事業割合が 100%の場合
耐用年数：改正前 15 年（旧償却率 0.066）、改正後 14 年（旧償却率：0.071）

平成 17 年分の申告

㋑ 5,000,000 円　×90%　×㋩ 0.066　×㋥ 6/12　×㋭ 100%＝㋬ 148,500 円

平成 18 年～20 年分の申告

㋑ 5,000,000 円　×90%　×㋩ 0.066　×㋥ 12/12　×㋭ 100%＝㋬ 297,000 円

平成 21 年～令和元年分の申告

㋑ 5,000,000 円　×90%　×㋩ 0.071　×㋥ 12/12　×㋭ 100%＝㋬ 319,500 円

令和 2 年分の申告

耐用年数に関わらず、前年までの減価償却費の累積額が取得価額の 95%相当額（償却可能限度額）になるまで計算を行います。
令和元年分申告時までの減価償却費の累積額は　4,554,000 円、
償却資産の取得価格の 95%は　4,750,000 円　となるので、
この年の減価償却費は、4,750,000 円－4,554,000 円＝196,000 円となります。

令和 3 年～令和 7 年分の申告

※残存価額の 5%を令和 3 年から令和 7 年までの 5 か年で 1 円まで償却します。

（㋑ 5,000,000 円×5%－1）÷5　×㋭ 100%＝㋬ 50,000 円

（令和 7 年は㋬ 49,999 円）

残存価額 5%

平成 19 年 3 月 31 日までに取得した減価償却資産については、償却期間が終了しても取得価額の 5%相当分は減価償却されずに残ります。この 5%相当分は、償却可能限度額まで償却した事業年分の翌事業年以後 5 年間で 1 円まで均等償却します。

○平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したもの

定額法により計算します

資産の取得価額に耐用年数に応じた償却率を乗じた金額を各年分の減価償却費とし、未償却残高が 1 円になるまで償却します。

㋑資産の取得価額×㋥償却率×㋭所有月数/12×㋮農業使用割合

＝㋠本年の減価償却費

計算例 2　（8 ページ参照）

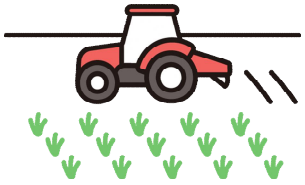

平成 30 年 4 月 15 日に田植機を 150 万円で個人購入した場合
耐用年数：改正後 7 年（新償却率：0.143）

平成 30 年分の申告

㋑ 1,500,000 円　×㋥ 0.143　×㋭ 9/12　×㋮ 100%＝㋠ 160,875 円

令和元年～令和 6 年分の申告

㋑ 1,500,000 円　×㋥ 0.143　×㋭ 12/12　×㋮ 100%＝㋠ 214,500 円

令和 7 年分の申告

52,124 円（前年の未償却残高 52,125 円のため 1 円残して償却）

■減価償却資産の取扱い

減価償却資産の取得日	償却可能限度額（残存簿価）	償 却 方 法
平成 19 年 4 月　1 日以降	残存簿価 1 円	定額法、定率法など
平成 19 年 3 月 31 日以前	取得価額の 95%相当額（残存簿価 5%相当額）	旧定額法、旧定率法など
	上記到達後は残存簿価 1 円まで償却可能（平成 20 年分以後について適用）	**注 1**：下記算式のとおり

注1：償却費の額 ＝[取得価額－取得価額の 95%相当額－1 円]÷ 5

計算例 1
平成17年7月にビニールハウスを500万円で個人購入し、事業割合が100％の場合（旧定額法）
耐用年数：改正前15年（旧償却率0.066）改正後14年（新償却率：0.071）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
使用月数	6/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
減価償却費	148,500	297,000	297,000	297,000	319,500	319,500
未償却残高	4,851,500	4,554,500	4,257,500	3,960,500	3,641,000	3,321,500

改正前の償却率（0.066）で償却

改正後の償却率（0.071）で償却

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
使用月数	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
減価償却費	319,500	319,500	319,500	319,500	319,500	319,500
未償却残高	3,002,000	2,682,500	2,363,000	2,043,500	1,724,000	1,404,500

改正後の償却率（0.071）で償却

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
使用月数	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
減価償却費	319,500	319,500	319,500	196,000	50,000	50,000
未償却残高	1,085,000	765,500	446,000	250,000	200,000	150,000

改正後の償却率（0.071）で償却

償却可能限度額
95%まで償却

	R5	R6	R7
使用月数	12/12	12/12	12/12
減価償却費	50,000	50,000	49,999
未償却残高	100,000	50,000	1

残存価格1円まで償却

計算例 2
平成30年4月15日に田植機を150万円で個人購入した場合（定額法）
耐用年数：改正後7年（新償却率：0.143）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
使用月数	9/12	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
減価償却費	160,875	214,500	214,500	214,500	214,500	214,500
未償却残高	1,339,125	1,124,625	910,125	695,625	481,125	266,625

改正後の償却率（0.143）で償却

	R6	R7
使用月数	12/12	3/12
減価償却費	214,500	52,124
未償却残高	52,125	1

残存価格1円まで償却

〇一括償却資産とする場合

使用可能期間が１年以上で、**取得価格が 10 万円以上 20 万円未満**の減価償却資産は、取得した年以降３年間の各年分において、取得価格の３分の１ずつの金額を必要経費とすることができます。

なお、この適用を受ける場合は、収支内訳書の「〇減価償却費の計算」の「減価償却資産の名称等」欄に「一括償却資産」と記載し、「㋥償却率又は改定償却率」欄に 1/3 と記入します。

一括償却資産とする場合の計算例
農機具を令和７年５月に 15 万円で取得し、一括償却する場合
150,000×1/3＝50,000 円
⇒5 万円を令和７年分～令和９年分までの３年間、減価償却費とします。

〇中古償却資産を取得した場合の耐用年数

中古資産を取得した場合の耐用年数は、原則として使用可能な年数を適切に見積もって耐用年数とすることとされています。

しかし、こうした使用可能年数の見積もりが困難な場合で、大規模な改修等を行わない資産については、下記の計算により耐用年数とすることができます。

① 法定耐用年数の全部を経過した資産を取得した場合
法定耐用年数 × 20 % ＝ 資産の耐用年数

② 法定耐用年数の一部を経過した資産を取得した場合
法定耐用年数 －(経過年数 × 0.8)＝ 資産の耐用年数

▼計算した年数が２年未満のときは、耐用年数を２年とします。
▼計算した年数が２年以上の場合で、端数があるときは切り捨てます。

中古償却資産を取得した場合の計算例
計算例１　法定耐用年数の全部を経過した資産を取得した場合
令和７年６月に６年経過した軽トラックを購入した場合の耐用年数
・軽トラックを新車で購入した場合の耐用年数　＝　４年
４年　×　0.2　＝　0.8
⇒計算結果が２年未満なのでこの資産の**耐用年数は２年**

計算例２　法定耐用年数の一部を経過した資産を取得した場合
令和７年５月に２年経過した田植機を購入した場合の耐用年数
・田植機を新品で購入した場合の耐用年数　＝　７年
７年　－（２年 × 0.8）＝　5.4 年
⇒計算結果が２年以上で端数があるので端数を切り捨てて
耐用年数は５年

4 専従者控除(白色事業専従者控除)の計算

〇専従者控除について

事業主と生計を一にする配偶者、その他親族に対する給与などは、原則的に必要経費としては認められません。これを認めた場合、親族内で所得を分散させて、税金がかからないように自由に所得を操作でき、他の所得との公平性が損なわれるためです。

しかし、生計を一にする親族といえども、労働に対する対価には経費性があると考えられることから、一定の条件を満たした場合のみ、算出した金額を経費に算入することができます。この親族に対する給与扱いの必要経費を「専従者控除」といいます。

事業専従者とは、次の要件のすべてに該当する人をいいます。

・白色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること。
・その年の 12 月 31 日現在で年齢が 15 歳以上であること。
・その年を通じて 6 月を超える期間、その白色申告者の営む事業に専ら従事していること。

〇専従者控除額の算出法

原則として、次のA、Bのうち低い金額の方が専従者一人あたりの専従者控除額です。

A 500,000 円(ただし、専従者が配偶者の場合、860,000 円)

B (専従者控除前の事業所得等の金額)÷(事業に従事している親族の数+1)

※ 事業所得等の金額とは営業等、農業、不動産、山林所得の合計。

例) 専従者控除前の農業所得金額が 1,800,000 円。専従者は配偶者と子 1 名の場合

Bによって計算を行います。

1,800,000 円 ÷ (2 + 1) = 600,000 円

Aの金額を確認します。

配偶者の専従者控除 860,000 円 子の専従者控除 500,000 円

AとBを比較して計算します。

配偶者の専従者控除 600,000 円 子の専従者控除 500,000 円

以上より、専従者控除は合計で 1,100,000 円となり、専従者控除後の農業所得は、700,000 円となります。

〇専従者控除をとった場合

- 専従者控除の金額がそのまま専従者の給与収入です。
  ※専従者に所得税、住民税がかかる場合があります。
- 専従者控除の対象とした親族は、税法上の扶養親族にできません。
  ※専従者控除と扶養控除はどちらか 1 つしか選べません。
- 専従者控除と扶養控除のどちらが有利か判断して、申告をしてください。

5 農業所得収支計算Q＆A

項 目	質 問	回 答
減価償却	減価償却資産（トラック等）購入の際の諸費用に消費税等も含んでよいか。	含んでもよいです（一括して取得費として計算する）。下取りがある場合は、その金額を引く前の価格が取得価格です。下取りについては、原則として譲渡所得の対象です。
	軽トラックを売った場合はどのようにするのか（下取り等）。	総合譲渡所得（50 万控除）の対象です。購入価格、取得年月、売却額、必要経費等の把握が必要です。
	農機具を共同（複数共有）で買った場合は、どうするのか。	実際の負担割合によって経費に算入します。
家事消費	申告する際、家族が食べる収穫物については、収入として計上するのか。	出荷する分のほかに家族が食べたり、親戚等に配る場合は家事消費分として、農業収入に計上しなければなりません。
	野菜の家事消費の価格設定はどのようにすればいいのか。	基本は市場価格ですが、品質が落ちる野菜等があれば妥当な（低い）価格をつけます。
	自家用野菜は、作付け面積で計算できないのか。	昔の農業標準では面積で計算しましたが、収支の場合は、実際の収穫高で計算します。
	野菜はいつの時点で収入となるか。	収穫時点です。
	米の価格は等級により違うがどうするのか。	実際の販売価格とします。家事消費の場合は平均して計算します。
	米を籾のまま保管している場合の袋数はどうするのか。	予想される販売価格で計算してください（出荷する場合の袋数に換算）。
事業割合	事業割合はどのようにして計算するのか。	それぞれの農家の実情に合わせて自己申告により、計算してください。
	農業に使用した電気代の按分はどのようにするのか。	事業に使用していない月との比較等、実情に合わせて計算してください。
	建物を農作業と生活用に共用している場合の固定資産税の按分方法はどうするのか。	実情に合わせて、床面積、評価内容等で計算してください。
肉用牛	肉用牛育成関係の光熱水費は含めていいか。	免税措置を適用する場合は、分けて計算してください。
領収書	レシートの場合は領収書を取り直さないといけないのか。	レシートでよいです。但し、感熱紙の場合は保管に注意が必要です。5 年間の保存をお願いします。
	ガソリンをカードで入れた場合はどうするのか。	口座からの引き去り等で計算してください。別途領収書を取り直す必要はありません。
その他	自家労賃は必要経費となるか。	必要経費に算入することはできません。
	小作料はどうするのか。	受け取った場合は、その他収入に、支払った場合は、経費（賃借料）に算入します。
	中山間地交付金はどこまで収入に入れるのか。	事務局から通知のあった金額です（個人が貰った金額＋事務局配分分）。
	共同で農薬散布した場合は、按分して経費に入れることができるか。	できます。領収書のコピーに自分の負担割合を記入してください。
	軽トラックの経費（修理、車検燃料費等）は償却期間しか経費にみられないのか。	償却期間後もみられます。かかった経費実費（事業部分）は経費に入れることができます。
	土地改良費の償還を一括で行った場合はどうなるのか。	利息部分の全額を償還した年に算入します。
	ＪＡからの出資配当金の記入方法はどうするのか。	配当所得として農業所得とは別に計算します。

6 農業(農地)に関連してあなたに必要な申告は？

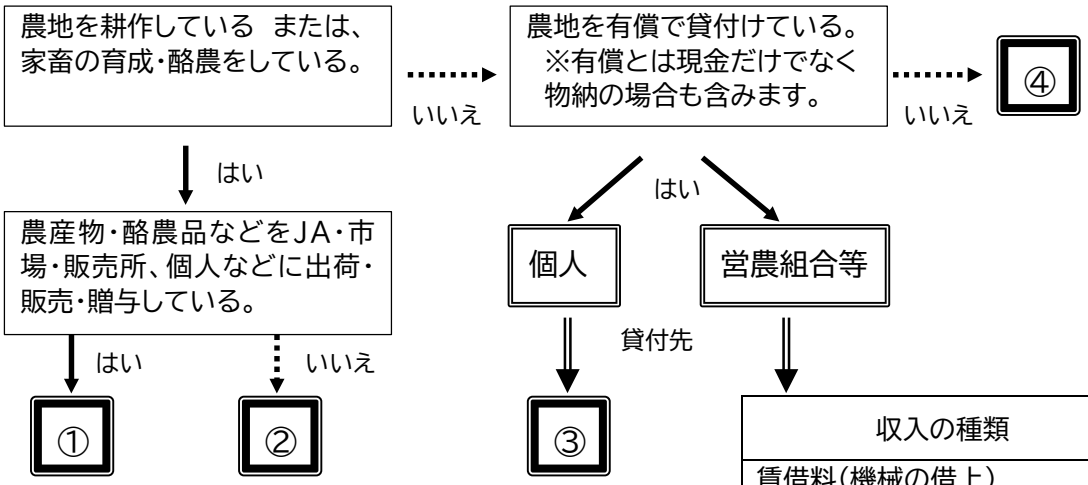

①	農業所得を収支計算にて申告してください。
②	農業を事業として行っている場合は、家事消費分を農業所得として、収支計算にて申告してください。
③	不動産所得の申告をしてください。 ※農作物等でもらっている場合は、農協等の買取価格等を参考に現金換算してください。
④	農業所得については申告は必要ありません。 来年以降、作付や有償での貸付を始めると申告が必要となります。

収入の種類	所得の種類
賃借料(機械の借上)	①
従事分量配当 (従事した日数、労務の内容に応じて支払われる配当)	①
地代･家賃等	③
出資配当 (出資金の額に応じて支払われる配当)	⑤配当所得
報酬･給与等	⑥給与所得

【注意】
(1)給与と従事分量配当の両方を支給している場合
『配当所得』として扱われます。
(2)給与を支給せず、従事分量配当を支給している場合
『事業(農業)所得』として扱われます。

7 記録･帳簿保存制度について

事業所得等を有する個人の白色申告の方に対する現行の記帳･帳簿等の保存制度について、平成 26 年 1 月から対象となる方が拡大されました。

◎ 対象となる方
　事業所得、不動産所得又は山林所得がある全ての方 （※所得税の申告の必要ない方も対象となります。）
◎ 記帳する内容
　･売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項
　･記帳に当たっては、日々の合計金額を記載するなど、簡易な方法で記載可能
◎ 帳簿書類の保存期間

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿	7 年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿	5 年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5 年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、領収書など	5 年

※令和 4 年以降、前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が 300 万円超の方は、その業務に係る現金預金取引等関係書類を 5 年間保存する必要があります。
なお、現金預金取引等関係書類とは、居住者等が上記の業務に関して作成･受領した請求書、領収書その他これらに類する書類(自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは、その写しを含みます。)のうち、現金の収受･払出し、預貯金の預入･引出しに際して作成されたものをいいます。
※令和 5 年分の確定申告に対する修正申告等から、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについて記載が不十分であったことなどが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れに対して通常課される加算税(過少申告加算税･無申告加算税)の割合に 5%又は 10%が加重されることとなりました。

◎ 問い合わせ先 松江税務署 ☎0852-21-7711（音声ガイダンスに従って2番を押してください）

経費分類一覧

科目		内容	説明
8	雇人費	労賃	農業に従事した家族以外への雇人への給料等
8	雇人費	賄費	雇人への賄い費
9	小作料・賃借料	ｶﾝﾄﾘｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰ、ﾗｲｽｾﾝﾀｰ	
9	小作料・賃借料	小作料	地主への地代等
9	小作料・賃借料	施設利用料	農協等の共同施設
9	小作料・賃借料	賃借料	農地、建物、農機具等の賃借料
10	減価償却費	自動車	農業用に使用している割合で按分
10	減価償却費	建物	農業用に使用している割合で按分
10	減価償却費	農機具	価格が10万円以上
11	貸倒金	貸倒金	売掛金等の貸倒損失
12	利子割引料	借入利息	農業にかかる借入に対するもの、元金返済は対象外
イ	租税公課	組合費	農業にかかるもの
イ	租税公課	軽自動車税	農業用に使用している割合で按分
イ	租税公課	固定資産税	農業用に使用している割合で按分
イ	租税公課	自動車重量税	農業用に使用している割合で按分
イ	租税公課	自動車税	農業用に使用している割合で按分
イ	租税公課	自動車取得税	農業用に使用している割合で按分
イ	租税公課	水利費	
イ	租税公課	農協賦課金	
イ	租税公課	部会費	農業にかかるもの
イ	租税公課	土地改良区賦課金	
ロ	種苗費	種子	
ロ	種苗費	苗木	
ロ	種苗費	種芋	
ロ	種苗費	種もみ	
ロ	種苗費	苗	
ハ	素畜費	素畜	種付料
ハ	素畜費	素畜	子牛、子豚、ヒナ等の購入費
ニ	肥料費	肥料	
ニ	肥料費	たい肥	
ホ	飼料費	飼料	家畜等の餌代
ヘ	農具費	一輪車	
ヘ	農具費	かご	
ヘ	農具費	スコップ	
ヘ	農具費	バケツ	
ヘ	農具費	ホース	
ヘ	農具費	鎌（かま）	
ヘ	農具費	鍬（くわ）	
ヘ	農具費	農業用器具	価格が10万円未満または使用可能期間が1年のもの
ト	農薬・衛生費	家畜薬	
ト	農薬・衛生費	共同防除費	
ト	農薬・衛生費	家畜の削蹄料	
ト	農薬・衛生費	獣医の治療費	
ト	農薬・衛生費	農薬、除草剤、育苗箱処理剤	
チ	諸材料費	育苗箱	
チ	諸材料費	寒れいしゃ	
チ	諸材料費	畦なみ	
チ	諸材料費	ビニールシート	
チ	諸材料費	支柱	
チ	諸材料費	充電器	農業用に使用している割合で按分
チ	諸材料費	消毒桶	
チ	諸材料費	土	客土は除く
チ	諸材料費	なわ	
チ	諸材料費	草刈刃	

チ	諸材料費	ビニールパイプ	農業用に使用している割合で按分
チ	諸材料費	ムシロ	
チ	諸材料費	籾殻	
チ	諸材料費	ひも	バインダー用等
リ	修繕費	車検費用	
リ	修繕費	修理費	農機具、自動車、建物等の修理に要した費用
ヌ	動力光熱水費	オイル	農業用に使用している割合で按分
ヌ	動力光熱水費	ガス代	農業用に使用している割合で按分（作業小屋等も含む）
ヌ	動力光熱水費	ガソリン	農業用に使用している割合で按分
ヌ	動力光熱水費	軽油	農業用に使用している割合で按分
ヌ	動力光熱水費	混合油	農業用に使用している割合で按分
ヌ	動力光熱水費	水道料	農業用に使用している割合で按分（作業小屋等も含む）
ヌ	動力光熱水費	電気料	農業用に使用している割合で按分（作業小屋等も含む）
ヌ	動力光熱水費	灯油	農業用に使用している割合で按分
ル	作業用衣類費	腕カバー	
ル	作業用衣類費	エプロン	
ル	作業用衣類費	カッパ	
ル	作業用衣類費	靴下	
ル	作業用衣類費	手袋	軍手等
ル	作業用衣類費	作業着	
ル	作業用衣類費	地下足袋	
ル	作業用衣類費	シャツ	
ル	作業用衣類費	ズボン	
ル	作業用衣類費	手拭い	
ル	作業用衣類費	長靴	
ル	作業用衣類費	帽子	
ル	作業用衣類費	前掛	
ル	作業用衣類費	マスク	
ル	作業用衣類費	田植靴	
ヲ	農業共済掛金	火災保険	農業用施設にかかるもの
ヲ	農業共済掛金	共済掛金	水稲共済、農機具共済、自動車共済、自賠責共済
ヲ	農業共済掛金	自動車保険	農業用に使用している割合で按分
ヲ	農業共済掛金	自賠責保険	農業用に使用している割合で按分
ワ	荷造運賃手数料	運賃	
ワ	荷造運賃手数料	段ボール	
ワ	荷造運賃手数料	手数料	市場等に支払うもの
ワ	荷造運賃手数料	包装費用	
カ	土地改良費	客土費用	
カ	土地改良費	受益者負担金	
ツ	雑費	お茶代	家族分は対象外
ツ	雑費	交通費	
ツ	雑費	事務用品代	農業用に使用している割合で按分
ツ	雑費	図書費	
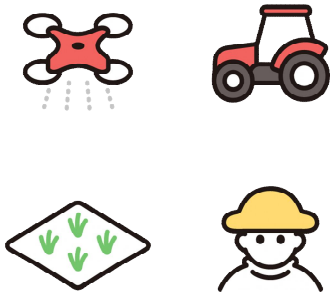
↑科目（コード）を参考にして「月別総括表」及び「収支内訳書」の該当する欄に記載してください。